

12月3日～9日は障害者週間

障害者週間とは、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深め、障害のある方があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法で定められた週間です。

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ともに暮らせる社会は、ちょっとした配慮や工夫で実現できます。この機会に、障害のある方について知り、身近なこととして考えてみませんか。

問い合わせ 障がい者福祉課

平成30年3月31日現在、市における障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）の登録者数は合計6,755人です。

ご利用ください

青梅市障がい者サポートセンター

障害のある方の社会参加と自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的として、さまざまな事業を行っています。利用する場合は、登録が必要です。



所在地 大門2-261-1 ☎30-0152、FAX30-0153

開館時間 月～土曜日、祝日…午前9時～午後6時、日曜日…午前9時～午後5時（12月29日～1月3日、毎月第3月曜日を除く）

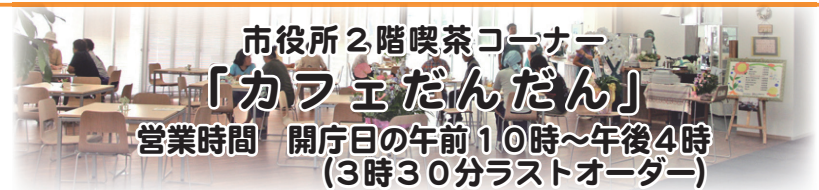
※JR河辺駅南口から障がい者サポートセンターまで、直通の送迎バスを運行しています。利用する場合は、障がい者サポートセンターへ申請が必要です。

青梅市障害者就労支援センター

市内在住の障害のある方が安心して一般企業への就労を実現し、継続できるように、さまざまな支援を行っています。利用を希望する場合は、予約が必要です。

所在地 東青梅1-2-5 東青梅センタービル3階 ☎25-8510、FAX25-8512

開館時間 月～金曜日…午前9時～午後5時（祝日、12月29日～1月3日を除く）



市内の障害者施設等に属する方が社会参加を目指しながら、接客等を行っています。いきいきとした笑顔、真心のこもった接客と料理で、皆様のご来店をお待ちしています。

☆喫茶…カレーライス、ピザトースト、日替わりメニュー（定食、けんちんうどん等）、デザート（ケーキ等）、飲み物（コーヒー、紅茶等）



☆物品販売…月1～3回、手芸品、陶芸品、木工品、お菓子などを販売しています。日時等は、市ホームページ、「カフェだんだん」掲示物をご覧ください。

※12月の物品販売は、4日（火）～7日（金）、12日（水）の予定です。

ご存じですか？

★障害者に関するマーク

☆障害者のための国際シンボルマーク…障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。



☆盲人のための国際シンボルマーク…世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられ、おもに信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。



☆ヘルプカード…障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に障害への理解や支援を求めするため、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたカードです。このカードをお持ちの方が困っていたら、記載内容を参考のうえ、手助けや配慮をお願いします。



★音声コード

文字情報を音声情報に変える二次元コードで、専用の読み上げ装置や読み上げ機能を備えた携帯電話等を使用すると、文字情報を音声で聴くことができます。文字が読めない、読みづらい方の、特にプライバシーに関する情報をご自身で確認することができます。



★障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等および民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。車いすだからといってお店に入れないことや、障害者だからアパートを貸してもらえないことなどの「不当な差別的取扱い」や、聴覚障害のある人に声だけで話すことや視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げないことなど「合理的配慮をしないこと」は、差別になります。

★障害者優先調達推進法

市では、「障害者優先調達推進法」に基づき「平成30年度青梅市による障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスを調達する際、優先的に障害者就労支援施設等から調達するよう努めています。

障害者週間イベント

障害者施設等作品展覧会

障害者施設・団体に所属している方の作品を展示します。

日時 12月3日（月）～7日（金） 午前8時30分～午後5時15分

※3日は正午から、6日は午後8時まで

会場 市役所1階ロビー

主催 青梅市、青梅市障害者地域自立支援協議会

サポートセンター・サロングャラリー

費用無料 直接会場へ問い合わせ 障がい者福祉課

者の作品展示を行います。また、10日の午後1時から、明星大学名誉教授の岡本富郎氏による講演会を予定しています。

日時 12月5日（水）～10日（月） 午前10時～午後4時

会場 青梅市障がい者サポートセンター1階「憩いのサロン」

主催 青梅市障がい者サポートセンター

いずれも

費用無料 直接会場へ問い合わせ 障がい者福祉課

国民健康保険加入者へジェネリック医薬品差額通知書の送付

市では、医療費の自己負担額の軽減と医療保険財政の健全化を目的として、国民健康保険に加入している方を対象に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。

この通知はジェネリック医薬品に切り替えた場合に発生する自己負担額の差額の一例を記載したものです。

対象となる方は、薬の処方を受けており、ジェネリック医薬品へ切り替えることにより、薬代の自己負担額を一定金額以上軽減できると見込まれる方です。

なお、この通知による医療費の支払いや還付金は発生しません。

★ジェネリック医薬品とは▽先発医薬品（新薬）の特

市では、医療費の自己負担額の軽減と医療保険財政の健全化を目的として、国民健康保険に加入している方を対象に「ジェネリック医薬品差額通知書」を送付します。

許が切れた後に販売される、基本的に先発医薬品と同じ有効成分、同じ効果・効果を持つ医薬品のことです。

▽先発医薬品に比べ安価で経済的です。薬代の自己負担の軽減になります。

▽ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師へご相談ください。問い合わせ 保険年金課 付係

12月はオール東京滞納STOP強化月間

役立てます あなたの納税地域に暮らす みんなのために

都と区市町村では、安定した税收確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報



△滞納処分の一例 自動車へのタイヤロックの装着

ふれあいフェスティバル 日時 12月3日（月） 午後1時～3時

会場 都庁第一本庁舎5階大会議場（新宿区西新宿2-8-1）

定員 先着500人

入場無料

共催 東京都、（公財）日本チャリティ協会

その他 手話通訳・要約筆記あり

直接会場へ問い合わせ（公財）日本チャリティ協会 ☎03・3341・0803、FAX03・3359・7964